

予 算 常 任 委 員 会 議 事 録

(令和6年9月11日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和6年9月11日（水） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	斧田 秀明	副委員長	藤井千代美
委 員	建石 良明		西田いく子
	森田 忠彦		村井 浩二
	辻本 博之		中村 直幸
議 長	山田 強		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	自治防災課長	辻中 一嘉
政策総務部長	小角 孝彦	税 務 課 長	田中 信幸
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	子育て支援課長	胡麻 千代
健康福祉部長	子安 逸二	福祉介護課長	辻本 知也
教 育 次 長	東條 信也	いきいき健康課長	田村 尚子
秘書政策課長	小南 考弘	保険医療課長	堀内 孝茂
企画担当課長	杉山 裕二	生涯学習課長	松岡 健一
総務財政課長	小泉 大吾		
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

（1）議案第29号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）

午前 9時30分 開 会

○斧田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第29号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）の1件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○斧田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日ですが、教育長、中道雅夫氏より地方自治法第121条第1項に基づき、欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第29号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）、これを議題といたします。

順次、説明を求めます。

○小角政策総務部長 おはようございます。

それでは、議案第29号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

それでは、ファイルのほうなんですけれども、062901の令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）をお開き願います。

補正予算書、1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ１億４千４７９万円を追加し、歳入歳出予算の総額を７０億３千１０万７千円とするものでございます。

第２条の債務負担行為の補正でございますが、４頁をお願いいたします。

第２表、債務負担行為の補正として表を添付しております。

債務負担行為の変更としまして、万博催事業務事業は、大阪ウィークにおけるイベント業務委託について別契約が必要と想定されるため、債務負担の期間を令和６年度からに変更するものでございます。

それでは、政策総務部が所管します補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算書の１０頁、１１頁をお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額８千３２４万７千円の増額、事業別区分１３の基金積立事務事業は、２４節積立金で、地方財政法第７条に基づき、令和５年度決算剰余金の２分の１を下らない額として、財政調整基金積立金８千２２４万７千円と中学校への教育指定寄付金による太子まちづくり「夢」基金へ１００万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

財源としましては、寄付金１００万円と一般財源でございます。

６目自治振興費、補正額１千２９６万２千円の増額、事業別区分３の物価高騰対応重点支援事業は、町会・自治会へ物価高騰対策支援金の支給に要する経費で、町会所属世帯１世帯当たり５千円を各町会にプッシュ型で給付するもので、１１節役務費で郵便料１万２千円につきましては、町会に対して事業について通知するためのものでございます。１８節負担金補助及び交付金は、町会・自治会物価高騰対策支援金１千２９５万円でございます。

財源としましては、全額国庫支出金でございます。

１０目企画費、補正額１千１６５万７千円の増額。事業別区分１０の物価高騰対応重点支援事業は、物価高騰による公共施設及び公共交通の利用支援を行うため、全住民に１人当たり２千円の利用券を配布するものでございます。１０節需用費の印刷製本費は、利用券の印刷費用で３７万６千円、１１節役務費は、各家庭へ送付するための郵便料２６２万２千円、１２節委託料５０万４千円は、封入封緘等利用券配布に要する委託料でございます。

１８節負担金補助及び交付金８１５万５千円は、施設等利用支援金でございます。

財源としましては、国庫支出金３９１万８千円と一般財源でございます。

2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額 1 5 0 万円の増額。事業別区分 7 の町税収納整理事務事業は、2 2 節償還金利子及び割引料で、町税の過誤納等における償還金 1 5 0 万円でございます。

財源としましては全額、一般財源でございます。

1 2 頁、1 3 頁をお願いいたします。

8 款消防費、1 項消防費、5 目災害対策費、補正額 2 2 0 万 8 千円の増額。事業別区分 1 の災害対策事業は、能登半島地震を教訓として携帯トイレを購入するため、1 0 節需用費の消耗品費 2 2 0 万 8 千円を計上するものでございます。

財源としましては、全額一般財源でございます。

続きまして、歳入でございます。8 頁、9 頁をお願いいたします。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額 2 千 7 万円の増額。

1 節総務管理費補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 千 6 8 8 万円とデジタル基盤改革支援補助金 3 1 9 万円でございます。

1 8 款寄付金、1 項寄付金、1 目指定寄付金、4 節学校園教育指定寄付金 1 0 0 万円は、中学校へ教育指定寄付金でございます。

1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 4 千 1 1 7 万円の減額は、財源調整として予算措置してございます。

2 0 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金 1 億 6 千 4 4 8 万 4 千円は、前年度繰越金の増額でございます。

政策総務部が所管します補正内容は以上でございます。

○子安健康福祉部長 おはようございます。

続きまして、健康福祉部が所管いたします補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

まず、歳出予算から説明させていただきます。補正予算書の 1 0、1 1 頁をお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額 5 6 0 万 6 千円の増額は、事業別区分 7、過誤納還付事務事業（福祉介護課）で、令和 5 年度の事業費確定により重層的支援体制整備事業交付金や障がい者自立支援給付費負担金などの国・府支出金の精算に伴う償還金として、2 2 節償還金利子及び割引料の償還金を 5 5 8 万 6 千円増額

いたしております。

また、事業別区分１０、過誤納還付事務事業（保険医療課）では、未熟児養育医療給付事業の令和５年度事業費確定により国庫負担金の精算に伴う償還金として、２２節償還金利子及び割引料の償還金を２万円増額いたしております。

次の頁、１２、１３頁をお願いします。

一番上の１０目国民健康保険費、補正額３５７万２千円の増額は、事業別区分２、国民健康保険特別会計繰出金事業の２７節繰出金のうち、職員給与費等繰出金の３１９万円の増額は、電算システムの標準化に伴う保険料滞納管理システムのデータ移行のための電算システムのプログラム変更に係る経費の財源として、国民健康保険特別会計に繰り出すものでございます。また、その下、その他一般会計繰出金３８万２千円の増額は、一般会計において実施している国保被保険者に対する保健事業の財源として国民健康保険特別会計に交付される保険者努力支援交付金等の補助金の一部を一般会計に繰り入れておりますが、令和５年度の対象事業費の確定による繰入金の精算に伴う返還金として、２７節繰出金のその他一般会計繰出金を３８万２千円増額するものでございます。

次に、１１目介護保険費、補正額４０万６千円は、事業別区分２、介護保険特別会計繰出金事業の２７節繰出金で、低所得者保険料軽減繰出金を４０万６千円増額いたしております。これは、国の低所得者に対する保険料軽減制度の令和５年度の事業費確定に伴い、国及び府から追加交付される低所得者保険料軽減負担金を介護保険特別会計に繰り出すため増額するものでございます。

次に、２項児童福祉費、４目児童福祉費、補正額１千３８５万円の増額は、事業別区分９、過誤納還付事務事業（子育て支援課）で、令和５年度の子育て支援関係事業費の確定による子ども・子育て支援交付金や、保育園等の施設型給付に対する負担金である子どものための教育・保育給付費負担金、児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業補助金等の精算に伴う国・府への償還金として、２２節償還金利子及び割引料の償還金を１千３８５万円増額するものでございます。

次に、４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、補正額９７８万２千円は、事業別区分７、過誤納還付事務事業（いきいき健康課）で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や出産・子育て応援交付金事業、妊娠・出産包括支援事業などの令和５年度の事業費確定による国・府支出金の精算に伴い、２２節償還金利子及び割引料の償還金を９７８万２千円増額するものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の8、9頁をお願いいたします。

一番上の15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額39万5千円の増額は、1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金で39万5千円の増額。これは歳出にてご説明いたしました国の低所得者保険料軽減制度に係る令和5年度の事業費確定に伴い、国から同負担金が追加交付されることから増額するものでございます。

次に、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額1万1千円は、1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金で1万1千円の増額。こちらにつきましても、ただいまの国庫支出金と同様に令和5年度の事業費確定に伴い、府から負担金が追加交付されることから増額するものでございます。

議案第29号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第5号）の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○斧田委員長 ただいま、歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○森田委員 11頁の物価高騰対策基金が何かで2千万円近く出てあって、これは国費か何か知らんねんけれども、地方自治体じゃなしに町会へ5千円ずつ配る。それで、利用券を1人2千円ずつ配る。それで、利用券は1歳の子どもでも計算に入るのかどうかと、それで、この物価高騰対策費というのは、こういうものに使える、と国から要望が来ているのか、もう物価高騰対策でこっち独自でも考えてやったらええのかというのをちょっと。

○杉山企画担当課長 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、物価高騰対応重点支援事業の各世帯にお一人2千円ずつ配布する事業なんですけれども、こちらにつきましては、1歳の方ももう全ての住民の方に1人当たり2千円お配りするという形になりますので、それぞれ世帯によって人数構成とか違うと思いますので、その世帯の人数を数えた上でそれに見合った金額の施設利用券を配布させていただく予定としております。

こちらの物価高騰対応の重点支援事業の交付金なんですけれども、こちらは令和6年度、国のほうから一定物価高騰に対応した事業を各自治体でそれぞれ独自といいますか、それぞれ基準のほうはあるんですけれども、対応したような形の事業をするようにということで、一定の補助金という形で下りる形となっております。

以上です。

○森田委員 それで、利用券なんですけれども、これ、利用券ということは、ものを買うものいけるのか、そういうのはどうですか。

○杉山企画担当課長 詳細のほう、概要といいますか、こちらの事業の概要をちょっと簡単にご説明だけさせていただきます。

まず、施設利用券ということで、使える施設に関しましては、対象施設としまして生涯学習センター、総合スポーツ公園、山本家住宅、万葉ホール、グラウンドゴルフ場、和みの広場、そして交通のほうで、たいしのってこバス、こちらのほうの施設及び交通手段の利用料といいますか、乗車料であったり利用料、こちらにお使いいただけるチケットというのを各世帯、人数に合わせて1人当たり2千円チケットを配布させていただいて、利用の期間としましては、こちらの予算のご議決が下りればの話なんですけれども、11月から3月末までにこちらの利用券を支払いで利用する場合に利用できるものという形になっておりまして、こちらが、一定目的としましては、公共施設であるとか公共交通のほうの普段利用している方に対して物価高騰対策を行う事業となっております。

以上です。

○森田委員 利用券は公共交通とかコミュニティバスとかそういうのに使うということやね。それで、もう一つは町会へ1人5千円で配る。ということは、太子町の中で町会へ入っている人というたら半分ぐらい。それで、この公共、コミュニティバスとか利用する人もある程度限定されている。ということは、もう全然この物価高騰対策事業費に、もう利用せえへんかったら全然、国がやっているんやけど意味がないと思うので、これを現金か何かで2千円とかを配るという方法はあかんかったのかな。

○杉山企画担当課長 こちらのほう、物価高騰対応の重点支援事業の交付金ということで、お一人当たり各、全世帯にお金としてちょっと現金給付するというのは今回ちょっと事業の対象とならないということで、それ以外で物価高騰に対応する事業ということで、今回の事業をさせていただいております。

先ほど委員おっしゃった利用されない方、もちろんおられるとは思いますが、もちろん

それも想定はしておるんですけれども、事業趣旨としましては、普段利用されている方に関しましては物価高騰対応ということで、いわゆる普段利用されている分を物価高騰対応ということで施設利用券を利用していただくという趣旨の事業となっているんですけれども、ただ、そういう側面も持ちながら、今回公共施設とか、それこそってこバス、普段利用していない方という方にもこれを機会に実際にどのような使い方というか、通勤であるとか交通のほうを利用されているかというのは個人によるとは思うんですけれども、ぜひこの機会にちょっと利用をしていただいて利用促進を図るという部分の側面も備えておりまして、一応この物価高騰対応と利用促進の側面からこの事業を進めていきたいなということで思っております。

以上です。

○森田委員　そやから、町会とか配るのはもう一定消化できるわな。だけど、利用券というのは使えへんかった場合不用額というの出てくると思うんやけど、それは国へ返すわけ。

○杉山企画担当課長　今、予算として計上させていただいている部分なんですけれども、最終的に不用があまりにも多過ぎれば国に返すといいますか、その分の補助金がもらえない形にはなるんですけれども、今回予算として立てさせていただいていますのが、まずは普段施設を利用されている実績といいますか、年間の実績を見させていただいております。その施設の利用実績分プラス、先ほど申し上げました施設であったり公共交通の利用促進分をちょっと加算した形で予算を組ませていただいております、どこまでちょっとそこに近づけるかは分からないんですけれども、予算に関してはそのような形で組ませていただいております。

以上です。

○村井委員　関連したところなんですけど、これ、まず上の町会・自治会のほうからなんですけど、これは、その自治会・町会に加入されているという基礎データというのは、いつ時点の住民さんのデータなのか。

それと交付時期ですね。大体町会のほうにいつ頃交付という考えが、予定で進めているのか、教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長　町会のほうへの支援ですけれども、まず加入データ、世帯数のカウントということなんですけれども、世帯数の精査につきましては令和6年4月1日に自治振興補助金、こちら各町会のほうへ例年支出している分ですけれども、そのデータを基

に世帯数を定めて、今回の金額とさせていただきます。

また、今後のスケジュール、いつ頃振り込まれるのかというところですけども、一応9月中、この議会のほうで議決いただいた後にすぐ要項を作成しました後に区長会に説明、また各町会の方、町会長さん等に通知した上で、遅くとも12月中には振込をしたいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 続けて、先ほどのもう一つ、利用券のほうなんですけど、利用券のほうも、これ、いつ大体住民さんの手元に届く予定で進められるのか教えていただけますか。

○杉山企画担当課長 こちらの施設料金に関しましては、作業のほうを進めまして、10月末頃に届く形で予定をしております。

○村井委員 利用券ということは、やっぱりある程度の期限というのがあらなあかんと思うんですけど、いつまでの予定で使用期限というか、利用期限を考えているのか教えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 利用期限のほうは3月末まで、未使用分までということで、いわゆる施設の利用のためにお金を支払ったりとか、コミュニティバスに乗るためにお金を支払ったりとかということに関しましては、原則3月末までということで予定をしております。

○村井委員 それと、先ほど説明にありました利用できる施設というところで、やっぱり「太子の森」、総合体育館、万葉ホール、いろいろ公共施設を含めてそのバス、説明にもありましたが、そのバスの利用促進というようなところを1つ狙いというところで、これを事業を進めていくと。

ただ、私としても、これ、例えば、公共施設という中の地区集会所ね。地区集会所でも有料の集会所もあるんですよ。これからやっぱり3月末となってきたら、各自治会の総会を地区集会所でやりますとか、いろいろ役員さんの会議を地区集会所でやりますということが、利用するケースが多い地区もあるんです。やっぱり年度末に合わせて、やっぱり役員改選や、どういう次の役員をするんやとか、各自治会、各組織でやっていくということが、利用がすごく多いので、公共施設ってやっぱりそういうところの施設も、太子町役場が直接管理はされていないかと思うんですけど、あくまでもこれ公共施設という立ち位置の施設やと思うのでね。だから、やっぱりその辺のところもちょっと今から利用できるところ、さっき森田委員のおっしゃっていたように、できるだけ多く

の皆さんに利用してもらうというところで、ちょっとそういうところのこともあって
もいいのかなとは思っておるんですけど、その辺のところ、今の、現段階のお考えを教
えていただけませんか。

○杉山企画担当課長 委員おっしゃる対象施設についてということで、大字の集会所であ
るとかそういう部分を含めたらどうかというご質問なんですけれども、もう本当に委員
がおっしゃったとおりなんですけれども、大字集会所につきましては、所有に関しまし
ては町ということになるんですけれども、管理及び一応いわゆる使用料の徴収等につき
ましては各地区において行いまして、それぞれの地区において運用という形でされてお
りますので、今回の利用券事業、この事業に関しましては利用対象施設ということでみ
なしておりませんし、今回の事業のほうにはちょっと加えるという形では考えておりま
せん。

以上です。

○村井委員 今、現時点ではそういうことやと思うんですけど、さっきの森田委員のとこ
ろもやっぱり大前提の基本には税の公平な再分配といったところも、やっぱり1人でも
多くの住民さん、もしくはさっきの自治会のところでもそうですけど、自治会に加入さ
れていない方、公共交通、公共施設をあまり使われていない方、先ほども言いましたけ
ど、国では物価高騰対応ということで地方公共団体に交付しているという趣旨に、そこ
のところからちょっと、太子町に来たら何か自分たちの思いが先行してしまっていて、いや、
根本には物価高騰対策なんですよというようなところのことがすぽっと抜けているよう
な感じに私には思えるんですね。だから、そのところも、そういう基準があるのであ
ったら私らが変えたらええわけで、住民さんに聞いてどないしましょうということ、私
らが使えます、いや、これは駄目ですというところの判断をしたらええわけで、その
辺のところはもうちょっと柔軟に考えていったほうがやっぱり税の再分配というところ
に少しでも享受していただけたら、1人の住民さんでも、ああ、助かったわと言
ってもらえるようなところ、私いうたら、水道料金とかどないやろなと思うたりもせ
んこともないんですけどね。できるだけ、今国がこの物価高騰のときに何とか国民の生
活を、何ていうかな、助けというか、そういうところのことに使ってもらえたらええわ
ということで地方公共団体を通じて、国民に直接交付じゃなくて通じてやっている中で、
そこでちょっと私たちの思っているところの思惑というのがちょっと出過ぎているよう
な感じがせんこともないんですけど、もう一回ちょっとご答弁をお願いできますか。

○杉山企画担当課長 委員がおっしゃっているように、国のほうでは趣旨としては物価高騰対応を行うために各市町村独自といいますか、各市町村で事業のほうを考えてやってくださいよということで、こういう形になっております。

ただ、先ほどもちょっと、同じ回答になるんですけれども、今回の事業においては大字集会所という形で入れるということは、ちょっと今回は町の運用管理ということではないことから考えてはいないんですけれども、もちろん、今後同じようなといいますか、物価高騰対応の事業であるとかほかの事業であるとか、そういうところを企画を今後していくことになると思うんですけれども、委員がおっしゃっているとおり、そういうところを全部公平な再分配とおっしゃっているところも踏まえながら、今後は考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 これ、私、前から言っているように、例えば違う事業でいうたら飲食店の補助という事業もあったのでね、出店の事業でね。これ、役場の想定しているところが出過ぎてしまって、実際、現の住民さん、団体、民間企業のところから全然的が外れちゃっているというのがね。本当に住民さんがこれを求めているのか、そういう声をどうリサーチしたのかというようなところのことがね。これ、実績のところ、さっきの未執行の予算額とか不用額のところにそういうふうなところが出てこないように私も祈るところですけど、やっぱり住民さんが今的確に何を求めているんや、何に物価高騰で困っているんやというようなところをもう少しちょっと反映できるような柔軟なところがあってもいいかと思うので、その辺、これ第1弾で、また次、第2弾、第3弾というところで、やっぱり、本当、今急激な物価高騰、為替の状況でいろいろそういうふうなところもありますし、特にタイムリーなところというたらお米という問題もね。今ちょっとましになってきたのか分かりませんが、そういうところもあるのでね。その辺のところも、住民さん、お困りの方のニーズというのをしっかり調査した上で次の事業に進めていただけますようお願いいたします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 先日もお尋ねしたんですけど、今回携帯トイレでまた出てきておるんですけれども、この携帯トイレの使用目的というか、どういったものに使うのかというのと、数はどれぐらいを予定されているのか、お分かりですか。

○辻中自治防災課長 携帯トイレの購入についてですけれども、その使用目的につきまし

ては、これ、災害発生時の避難者とか被災者の方のトイレ問題の解決の1つの方策として携帯トイレを太子町の中でも備えておくべきだということで、今回予算化しているものです。

また、その数につきましては、太子町の避難所生活者というのが想定が出ておりまして、これ345人なんですけれども、それを基準にいたしまして1日5回、7日、これちょっと多めの設定にはなっておりますけれども、その数と、また、その携帯トイレを啓発するためのイベントとかで啓発して日頃からちょっと携帯トイレを使っていただくための数を合わせまして、1万3千300個の購入を考えております。

○中村委員 これ、避難者に与えるということなんですけれども、例えばこの前もお聞きしたんですけど、水道が止まった場合、各家庭において上下、いわゆる上水道が止まった場合には、恐らくこの太子町、ほとんどの家庭でトイレができないという形になって、この1万3千300個というのは、この避難者というのは各避難所に来られた方のみの数なんですけれども、避難者じゃなくてもその避難場所に行けばこれは頂けるということになるんですか。それでいくと数が全然足りないという状況なんですけれども、そこらはどうなんですか。

○辻中自治防災課長 おっしゃるとおり、いろんな想定があって、災害が発生したときには上下水道が使えない状況とか使える状況、またそのエリアとか様々な状況が想定されると思うんですけれども、おっしゃるとおり、避難者だけに配布するのではもちろん足りないと考えております。その辺のちょっと積算が難しいので、あくまで原則を避難所生活者の想定人数とした上で、国基準では3日となっているところを今回の数の基準では7日、ちょっと多めに算定しまして、避難者であるとか、また車中泊の方とかにも配布できるようにという形で想定しているところです。

以上です。

○中村委員 ということは、各家庭の水道が止まったときのことについては一切入っていないということですか。

○辻中自治防災課長 この度の数の算定の中には各ご家庭の中の数が入っておりませんが、いろんな状況がある中で必要になれば備蓄品という形で、そのときの状況に応じて備蓄品は出していくというふうに考えております。

○中村委員 分かりました。

そして、この用を足した後の処理というのはどういう処理ができる。処理をされるん

ですか。

○辻中自治防災課長 携帯トイレにつきましては、用を足した後になるんですけども、袋の中に入れた凝固剤とかという形の薬剤を入れますと燃えるごみとして処理できるようになりますので、最終処分は燃えるごみで処分という形で考えております。

○中村委員 それは燃えるごみという形なんですけれども、1万幾らというようになつたら相当な量になると思うんですけども、これはもう、一遍にその日に使うというのじゃないと思いますけど、7日間ということと考えているんですけども、一般的な燃えるごみとして処理をすれば、もうそれで事は終わると。それについては、収集は同じ、今の収集の置場で、そこへ置いとけば処理してくれるということと、避難場所には避難場所用の収集場所をつくられるということとでいいですかね。

○辻中自治防災課長 おっしゃるとおり、燃えるごみというふうな形で処理することができますので、用を足した後も衛生的な状態で燃えるごみとして保管できるということなので、一般のご家庭ですと燃えるごみに出していただく。また、避難所ですとほかの燃えるごみと一緒に収集して処理ができるふうになると考えております。

○中村委員 私の住んでいるいわき台で、一応携帯じゃなくて取付けする、いわゆるマンホールに直接つけるというのを3台自治会として購入しているわけなんですけれども、これは一応水を流しての使えるということなんですけれども、マンホールに直接セッティングしてしまうとそこへそのまま生の状態で落ちるといふ、これもいわき台の中で3枚ぐらいのマンホールの蓋をめくってそこにしようという形を取っているんですけども、そういったことをつければ今の携帯トイレじゃなくても、大きくそういう水道の使えないということになると、そういうことも可能だろうと思うんですけども。

これは1か月も2か月もということになると、水がないものですから流れないという形は起きるかと思うんですけども、1週間、10日ぐらいは結構たまって大丈夫かなとは思いますが、そういったマンホールに云々というようなトイレを考えてはおられませんか。

○辻中自治防災課長 マンホールトイレにつきましては、現在太子町の山田小学校の前にマンホールトイレの設備がございます。また、今後も状況に合わせて公園等に設置していくようなことを考えておりますが、マンホールトイレにおきましても、水道と下水の設備があって初めて使えるものということで、それが使える状況であればもちろんこれは活用していくわけなんですけれども、それも使えないとなると、今、今回購入をお願い

いしております携帯トイレが最後の手段になるかなというふうに考えております。

○中村委員 あと最後。

これは障がいというか、弱者の方も十分使えるというふうな設計になっておりますか。
一般の健常者の方じゃなくてもある程度弱者の方の使えるようなトイレでしょうか。

○辻中自治防災課長 今回の携帯トイレにつきましては、袋と凝固剤という形になりますので、障がいを持っておられる方とか弱者の方は必要に応じてちょっと介助とか支援が必要なこともあるかなと思います。

○中村委員 ありがとうございます。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 13頁の災害対策事業、今の中村先生の関連になるかもわかりませんが、まず消耗品として220万8千円の備蓄トイレ1万3千300個、そこまでまず確保していただいて、まず感謝申し上げます。ありがとうございます。

それと、本当に住民さんからちょっとお話があるんですが、今後避難所にもなります中学校に災害自動販売機の設置などを考えていただくことはできないのでしょうか。

○東條教育次長 中学校を所管しておりますということでお答えさせていただきます。

従前から辻本委員のほうから中学校への自動販売機の設置というようにお声をかけていただいております、それで、実際に中学校のほうとも話をしまして、中学校のほうで自動販売機が必要かどうかというところになりますと、学校では一定、今のところ、やっぱりジュースを買う、買わへんとかいうのも含めて、今のところ必要ないであろうということで、あとは避難所、体育館が避難所としてなっておるんですけれども、それは町全体の災害対策としての災害時の対応型の自動販売機というのを設置するか否かというのは、全町的な取組で考えていただければと思ってございます。

以上です。

○辻本委員 前向きのほう、考えてください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 中学校に教育指定というふうに100万円寄付があるんですけど、内容的にも指定があるんですか。

○東條教育次長 歳入のほうで、指定寄付金ということで、中学校のほうにということで頂いてございます。これにつきましては、匿名の方からの、亡くなられた方なんですけ

れども遺書のほうで太子中学校同窓会に寄付してほしいということで100万円ということで遺言がございまして、実際にその配偶者の方とお話しさせていただきまして、その同窓会自身が活動がないということも含めまして、中学校教育に限ってそのお金を寄付するということでございまして、実際には中学校でちょっとものに残るようなものを中学校のほうと話ししながら、今後一旦基金に積み立てて活用していきたいということで話してございます。

以上です。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 先ほどの災害対策事業のところのなんですけど、これ、さっきから期限、期限でばっかり、そんなことばかり言ってるけど、この携帯用トイレの使用期限というのはあるんでしょうか。

○辻中自治防災課長 この使用期限は、商品とかに特に示されていないものもありますが、業者に問い合わせたところ、5年から7年、ほかの自治体に問い合わせると10年以上の更新時期という形で聞いております。

以上です。

○村井委員 使用期限と言っているので、やっぱりまたいずれかの更新時期にはそういうふうなところということで予算を組んで対応していかなあかん。その間にそういう災害が起こらないことを願うばかりということやとは思うんですけどね。

ちょっと関連したところになってくるかと思うんですけど、今回違う議案のところでも一般補正の専決のところでも消防のポンプの専決というところの予算があって、報告を受けたと。やっぱりそういうところで、災害備蓄もしくは消防団の資機材整備、先ほどの町会・自治会のところでもありましたけど、やっぱり自主防災組織の資機材の整備といったところのことは、今現段階ではどういうふうに、各団体に何がある、何がもう使用期限が来ているとか、どういう調査というのがいつも点検はされているのか。点検状況、大まかでいいので教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 消防団のまず資機材のことですけれども、消防団の資機材につきましては太子町のほうで管理しているという形になります。

お話がありました可搬式ポンプのほうですけれども、これは一応耐用年数25年という形で、使用期限を定めて順次更新しているという形になります。また、その資機材の点検につきましては、各分団において実施されています毎月5日、25日の定例訓練と

いうのを分団で集まってやっていただいているんですけれども、その中でも資機材の一つひとつの点検についても行っていただいているような状況でございます。

以上です。

○村井委員　そういう点検表の自主防災組織を含めたところ、それで太子町役場ではそういうふうに携帯トイレの、これやっぱり能登半島に派遣して頑張っているいろいろやってくれた職員のご意見に基づいてやと思うんですけど、やっぱり要るぞと。これはやっぱり備蓄しとかなあかんというところで、これ、予算があるかと思うので、その辺のところもししっかりと、何がどれくらいの必要量が要るのかというのをしっかりと精査していただいて、しっかりと予算組みしていただいて、やっぱり要るものは要るので、そういう装備、そろえていただけますようお願いしておきます。

続けてよろしいですか。

それに併せて今、私たち議会のほうでも、ちょっとこれ、議会事務局からも報告を受けたんですけど、現太子町の地域防災計画のほうの見直しをされているという話がありまして、議会のほうでもその防災計画に合わせたところの議会としての動き、また議員としての動きといったところのことを、やっぱり統一じゃなくて意識、共通の認識を持つとかなあかんというようなところのことも、いろいろ先生方とこれから協議していかなあかんこともあるかと思うんですけど、太子町、この地域防災計画というのは、全編の見直しというのはこれからされる予定なんではないでしょうか。

○辻中自治防災課長　太子町の地域防災計画なんですけれども、こちら、上位法令としまして、府の地域防災計画でありますとか国の防災基本計画というのはあります。これは国と府の防災計画自体更新されていてっておりますので、太子町のほうにつきましても本年見直す計画があります。

また、本年の中では常備消防が大阪南消防組合になったというふうなこと、また備蓄品の見直し、これ、国とか府のほうでも備蓄品の見直しという形の内容が入ってきていますので、それにも整合性が取れた形の計画を策定する予定としております。

以上です。

○村井委員　今ご答弁いただきまして、先ほどの中村委員の質問の中の答弁やったかな、車中泊という言葉が出てきていた。実際に、この地域防災計画の中でも、例えば指定公共機関もしくは指定中央公共機関としての、例えばNEXCO西日本さん。南阪奈道路が走っている。今回は先ほどの利用券の話でもバスと言ったけど、公共交通機関を利用

されているお客様、やっぱり被災時に道路上で、もうどないもいかない、バス、そういうところで被災された、そういうところは避難をどこにしてもらうのか。もしくは、そういうところで物資を提供とかね。今まではNEXCO西日本さん、例えば近鉄さんとかいろいろ公共交通機関、指定公共機関ですか、そこに助けていただくといったところのことの防災計画になっていたかと思うんですけど、うちのところにはこの携帯トイレが、これ、幾つありますから、ちょっと高速道路上に、はいじゃ何個か持っていけますよみたいな、そういうような柔軟な運用もこれからの太子町の地域防災計画にはやっぱり必要かなと思うんですけど、その辺のお考えはどうお考えですか。

○辻中自治防災課長 高速道路上とか帰宅困難者であるとかという形の太子町民以外の方が被災されたときのことについての地域防災計画の被災という形でのご質問だと思うんですけども、太子町民にかかわらず広く被災されている方をできるだけ救出等支援していくというのが行政の役割でもあると思いますので、今後はおっしゃっているような内容の検討についても進めていきたいと思います。

○村井委員 もう一つ、太子町には先ほども言いましたいわゆる高速道路というのが所在している自治体がございますし、もう一つ言うたら、観光でもやっぱりこれから万博を契機にもう一踏ん張り頑張っていこうという自治体で観光に力を入れていくと。やっぱり観光に太子町に来られている来訪者さん、来られているときに被災した時どないすんねんと。特によその自治体だったら多言語化で、外国から来られる方の避難者、ほなどないするんやみたいなね。そういうところもしっかり考えているところもございますし、しっかり検討していただかなあかんのと、先ほどからちょっと出ているNEXCOさんとかいろいろ、いわゆる今でいうたら民間企業と言われているところの団体さんの中にやっぱり避難所として、指定避難所として民間施設を活用してもらっている、もしくは指定避難所なんですけど民間施設の有する施設を避難するときに提携を結んで使わせていただいている太子町内の民間施設があると思うんです。だから、そこもこの時代の流れに応じて、例えば民間施設もそもそも経営母体が変わったとか、当時はいけてたかもわからんけど今はどないやねんとか、やっぱりそういうところの実際の民間施設、経営者の方また管理者の方の、しっかりとお話を伺った上でこういうのをやっていかなあかんと思うんですけど、今その辺のお考えはどう考えているのか教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 災害が発生したときの避難所の確保という意味で民間施設のことという形でのご質問やと思います。

能登半島の地震でも２次避難所として市町村外も含めて数多くの民間施設が活用されております。太子町の中におきましても、現在、例えば上宮高校とかにつきましては指定の避難所として民間施設で指定させていただいているとともに、また、避難協力施設としましてはあと２か所ほどあるような形になっております。

太子町の中自体には宿泊できる施設というのは数限られておりますので、宿泊できる施設におきましては今後とも協議を進めながらできるだけ協力していただけるように進めていきたいと考えております。

○村井委員　ご答弁いただきましたように、やっぱり先方さん、あくまでも民間のところなので、ただ最大限の協力を仰いで、やっぱり住民さん、もしくは先ほどもＮＥＸＣＯの話で言いましたけど、逆の立場で何かお困りやったら太子町から提供しますよ、いろいろこんなありますよとか、そういうところも一歩踏み込んだところで新しいこの地域防災計画というところに更新していただけたらと思いますので、しっかりお声を聞いてより良き計画にさせていただきますようお願いしておきます。

○斧田委員長　ほかにございませんか。

○西田委員　物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金は、入りとしては１千６８８万円じゃないですか。でも、事業は２つに出ていて、歳出２千４６１万９千円じゃないですか。この差額分が、２千円全住民にお配りしますけれども、使わなかった分とっているんですか。

○杉山企画担当課長　今ご質問いただいたのは、多分歳出と歳入のちょっと金額が違うところだと思うんですけども、歳入のほうは１千６００万円ということで組ませていただいている部分に関しましては、今概算で取り急ぎちょっともらう予定の金額になっていまして、この後、最終確定した段階で一定内示が出ている額のほうはもう少し多い額でございまして、最終的にはその額が入ってくるということで、その金額を今回歳出のほうで組んでいるような形になっております。

以上です。

○西田委員　そのお金は、何かこういうの、全額でこれだけあるのか、途中から増えるのか分からないんですが、今年度太子町がもらえるのは、これは足したら大体２千４００万円ぐらいもらえるという計算なんですか。

○杉山企画担当課長　概ねそのような金額になっております。

○西田委員　それ以上はないと。

○杉山企画担当課長 それ以上はない予定になっています。

○西田委員 それでいくと、自治会の5千円はとても分かりやすく12月までには話ししてお渡ししましょうということになっているのかな。大体、自治会って1月に役員さんが変わって新たに始まると思うんですけど、入るのが違うかったら教えてね。そういう中で、自治会に1世帯5千円配ってしもうたら、その先自治会が何に使ってもそれはかめへんということですか。

○辻中自治防災課長 自治会のほうにお配りするお金ですけれども、基本的に何に使っても構わない。自治体の活動活性化のために使っていただければ何に使っていただいても構わないということと、報告の義務もないという形になっていますが、自治会が加入者へ直接そのままの現金をお渡しするということは自治体活動とはちょっと異なってしまうので、それはちょっと控えてほしいという形をお願いする予定です。

○西田委員 現金は渡さなくても、磯長台、忘れちゃった、年会費5千円か6千円かやったと思うんですけども、今年度は自治会会員さんから取りませんという使い方はできるということですか。

○辻中自治防災課長 各自治会・町会の中で活動資金、今回お配りする活動資金も含めて精査していただいて、一定全額ではないという形で前提になりますけれども、自治会費を下げるということも想定されることを考えております。

○西田委員 ちなみにですけど、だから、割り算したら分かることやねんけれども、自治会に入っている何か全世帯数と2千円、全住民数は幾らなんですか。

○辻中自治防災課長 世帯になりますけれども、自治会に加入世帯は2千590世帯というふうに考えております。ちょっと全世帯数把握していないんですけども、46%ぐらいの加入率というふうに考えております。

○西田委員 ごめんなさい、2千円の住民さんは何ぼで計算しているか。

○杉山企画担当課長 失礼しました。人数のほうですかね。お配りする人数ということで、お配りする人数のほうは、全人口ということで1万2千751人に配る予定としております。今これがある時点の数字になっておりますので、若干変わりますが。

○西田委員 この2つに決まったというところでちょっと教えてもらいたいんですけど、私、全住民にそういう一人ひとりちゃんと分配できるというんやったら、水道が一番分かりやすいかなと思って、私やったら水道に使ってほしいなとか思うんですけども、何に使うかというのが決まっている中に水道はあかんかったのかというのを教えてもら

いたいのと、具体的に何かQ & Aがあつて、1から8ぐらいまであつて、1、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援に使うでもいいし、3番やったら何。消費下支え等を通じた生活者支援に使っていいという話なんですけれども、水道料金の基本料金に使わなかったこととか、今回は、この、何やろう、Q & Aの何に対する支援に入っているのかというのが分かっていたら教えてください。

○杉山企画担当課長 今回のメニューのほうは、ちょっと詳細のほうは手元にないので、申し訳ございません、お答えできないんですけれども、今回水道のほうは、事業はいろいろ様々検討をさせていただいた形にはなっております。

ただ、水道の事業に関しましては、一定企業団さんのほうに打診といいますか、相談はさせていただいたんですけれども、一定具体的な話で言いますと、システム改修等これから今後予定されているということで、この時期に一定の基本料金の減免という形の事業のほうが中々打てないということで、ちょっと今回は断念した形となっております。以上です。

○西田委員 一旦ちょっと頭の中で考えてもらえて、打診してもらえたんやったら、向こうがちょっと今いろいろ時期的に難しいというところまで詰めてくれはったんやったら、それはよかったなと思いますので、はい。

それと、2千円のほうは3人世帯やったら封筒に3人分入れて配って、5人やったら5人分かもしれん。そういうふうに封書でお届けするんですよ。

○杉山企画担当課長 はい。封書に入れて簡易書留で届いているかどうか分かるような形でお配りのほう、させていただきます。

○西田委員 そしたら、そのときにちょっと、返ってきても返ってけえへんでもいいから、お金も要るから、ファクスでもいいし、何やったら町長直通便でもいいですとか、お電話でもいいですして一言。料金上がるとちょっともったいないなと思うので、封書に入れる重さを超えないのであれば、せっかくその2千円配ったやつ、何にご利用いただきましたか、よかったらお聞かせくださいとか、ここで聞けるチャンスがあったら何か1つ添えるのもありかなと思うんですけれども、それはご検討ください。よろしく願いします。

それと、いろいろ備蓄してもらっているんですけれども、トイレはちょっと大きいのかな、ちょっとイメージが湧けへんのやけれども、トイレはちょっと設置の分もありますよみたいなことをおっしゃっていたんですが、ところで、私たちが見た竹内街道沿い

のあの倉庫、風が来たら一番最初にやられるのが備蓄品とか置いていた倉庫と違うかな
と思っていたあの倉庫をきれいにするというのは、もうなしですか。

○辻中自治防災課長 竹内街道沿いの山田小学校の北側の倉庫にはもう備蓄品は置いて
いません。山田小学校と磯長小学校の上の備蓄、あと太子町の水防倉庫と生涯学習センタ
ーの下をメインに一部各集会所とかに置いているという形になりますので、災害備蓄品
については今おっしゃっている倉庫にはおいていないような状況です。

○西田委員 全部移しているのはそれでいいんですけど、でも、あそこはもういらわない。
何かそんなやからみんな移したのか、移しながらもあそこを活用するのかというのは
どうなのかなと思うけど、それは今関係ないので、また聞かせていただきます。

それと、いろんな備蓄品が先ほど使用期限というの、賞味期限があるのもあると思う
んですけども、これ、本当何遍も言ってるんやけれども、中々やってくれへんねんけ
れども、生理用品をこの庁舎に置いてくれというのやっていませんよね。私、いろん
なところ行きますけど、河南町なんてどのトイレに入っても置いている状況なんです。そ
れを何か盗まれたというお話も聞きませんし、住民さんを、何やろう、性善説、性悪説、
分かりませんけれども、悪者みたいには見ていないと思うんですけども、いまだ進ま
ない理由は何でしょうね。

ごめんなさい、ちょっとそちらに向かって言っているから答えにくいかもしれないん
ですけど、ですから、それかって、生理用品かて20年も30年も40年も置いていて
もじゃあないと思うので、もうちょっとそろそろ変えようかなと思うときにせめて使う
とか、そうはいうたってある中で役場に置いて年間100個ぐらいやったら出したって
どうってことないのと違うのかなと思う中で聞いているんですけども、なぜ置けへん
のかというのがありますし、そういうことには使えないのかということをお尋ねします。

○小角政策総務部長 以前から生理用品ということで、以前はちょっと学校のほうに置か
せていただいたということもございます。その中で、実際役場の中で何かできないかな
ということで、ちょっと広告を入れて置くという、そういう企業さんもあって、その辺
のお話もさせていただいて、そこに関してもちょっと話は進んでいないという状況でご
ざいます。その辺につきましては、また今後、できるだけ早く方向性を検討していきたい
というふうに考えております。

以上です。

○西田委員 本当に、そんな難しいことと違うから。そしたら、ほな、お尋ねします。生

理用品は何年で交換せなあかんというの決まっています。

○辻中自治防災課長 生理用品も含めてローリングストックを考えているところで、今、今年防災備蓄計画の見直しをしているところなんですけれども、生理用品におきましてもきっちりメーカー等に問い合わせると有効期限とかというのは定めがなく、何か粘着部の耐久性ということで言っておられますけれども、概ね7年から10年程度でローリングストック、新しいやつに更新していくものと考えております。

○西田委員 そやからいうて7年待つというのもどうかと思いますし、本当に盗まれたて聞けへんから。一時、そら、トイレトペーパーかて品薄、大変なときには太子町も名前を書いたりとかどこのスーパーもちょっと盗られない対策をとっていましたが、今そういう状況でもありませんし、そこはどこのトイレに入っても、トイレトペーパーがあるかのように女子トイレには生理用品を置いてもらうように、そんな時間をかける話じゃないので、早急をお願いしておきます。よろしくお願いします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 先ほどからトイレ、トイレで申し訳ないんですけれども、基本的に各家庭のトイレの使用禁止というのは、当然ながら宅内ますまでは個人の責任だろうと思うんですけど、地震がいった場合ですね。宅内ますから先は公共下水という形なので、役所のほうの責任だろうと思うんですけれども、水が出ないということでまず流せないというのがまず1点なんですけれども、別に壊れていないけれども水さえ流せばそれは使えるということでもいいんでしょうか。

○鳥取まちづくり推進部長 私のほうから答弁させていただきます。

下水に関しましては、やはり一番ネックになるのはマンホールと管渠のつなぎ目、あの部分が外れているか外れていないかというのが問題になります。あの部分が外れてさえなければ、水はたとえ止まっていても、例えばお風呂場にある水をざっと流せばそのまま使えるようには考えております。

ただ、マンホールポンプが何か所かございます。その部分に関しては、ちょっと緊急でくみ取とかという話ですね。業者に頼む部分もありますけれども、基本的には使っていただけるように考えております。

○中村委員 当然ながら、いわゆる災害が発生したときには各いろんなところに調査、また見なきやいかんというところはいっぱいあると思うんですけれども、一番、先ほどから言っているように、そういう用足しというのは一番先だろうと思うので、そこらあた

りの調査というのも早急にやっていただいて、水さえ、例えば風呂水、また川の水、そこらの池の水云々をくんでくれば、その用足した後に流せばそれで使えるというのであれば、かなり携帯トイレ云々ということまでいかないと思うんですけれども、そういったことはすぐに調査するといっても大変だとは思いますが、要は流れる状態であれば風呂水の、先ほど言われたようなそういった水で流すということで対応はできるということで、承知でいいでしょうか。

○鳥取まちづくり推進部長 はい。管渠さえつながっておれば流しても問題はないことと思います。

○斧田委員長 ほかに。

○村井委員 最後になんですが、これ、先ほどの携帯トイレから関連のところ、地域防災計画のところもちょっと聞かせていただいたので、皆さん記憶に新しいこの8月の8日ですか、宮崎県の日向灘でマグニチュード7.1の大きな地震が発生したと。それに伴って、8月の9日から南海トラフの地震臨時情報が発令、内閣府から発表になって、被災想定区域というか、地域ですか、のところの地方自治体ではいろいろな対応をされたかと思うんですが、太子町においてはその臨時情報に基づいてどういう態勢でどういう対応をされたのか教えていただけませんか。

○辻中自治防災課長 8月8日の16時43分に日向灘沖で地震が発生しております。これはおっしゃるとおり想定区域内での地震であったために南海トラフの地震臨時情報調査中、その後すぐに巨大地震注意と発表されたところでございます。

17時に臨時情報の調査中が発表された時点で、太子町では政策総務部長を筆頭に災害警戒本部を立ち上げて、職員48名による災害警戒態勢を取りました。

その後、巨大地震注意等発表されたんですけれども、太子町のところから震源地が離れている、また太子町では津波の心配がないということで、随時自宅待機という形に変更し、翌日には情報収集態勢に移行したという形になります。

以上です。

○村井委員 今回、これ、初めての発令という表現でいいのかな、発令されて、各自治体もどういうふうに対応したらいいのか苦慮されたというようなところ。例えば、私の知るところでは公用車をそれでは燃料満タンにしとこうよとかね。そういうようなところのこと。それに基づいて、今、昨今の米不足といったところの駆け込みというようなところの備蓄といったところでそういう影響が1つもあったのかなと思いますしね。

ただ、やっぱり、そういうところの、これ、地域防災計画の中にもありますが、発令されたらやっぱり住民さんもしくは学校への連絡、周知といったところで、今こういう状況ですよ、こういう態勢を取っていますよ、住民さんにはどういうことを普段の生活で気をつけてくださいよというようなところの、やっぱりしっかりとした情報の周知というようなところをこれからしていかなあかんやろうと。これ、今の現計画にも周知するとなっていてあるので、やっぱりその辺のところをしっかりと考えた上で、この携帯トイレの1つの緒ですけど、大きなところをしっかりと考えていただいて、これ、1つずつ要るものは要る、もっと増やさなあかんとか、新しく更新せなあかんとか、いろいろ課題があると思うので、その辺のところも今回の8月の1つ皆さんで検証していただいて、次の計画に反映してもらえますようお願いいたします。

○斧田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第29号、令和6年度太子町一般会計補正予算(第5号)は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午前10時46分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 斧 田 秀 明